

キャッシュレス決済導入に係る基本的な考え方

策定 令和3年9月29日

改定 令和4年9月8日

1 代表的なキャッシュレス決済手段の概要

分類	概要		
コード決済 (PayPay、LINEPay 楽天Pay、d払い等)	<u>ユーザースキャン(窓口)</u> 窓口に設置されたQRコード等を、利用者がスマートフォン等で読み取る方法(利用者が支払金額の入力を行う) 	<u>ストアスキャン(窓口)</u> 利用者のスマートフォン等に表示されたQRコード等を、店舗等がスキャナーで読み取る方法 	<u>請求書払い(主に郵送)</u> 納付書等に印字されたQRコード等を、利用者がスマートフォン等で読み取る方法 
クレジットカード	Visa・MasterCard・JCB・AMEX等のブランドロゴが付与されたカードを決済端末に通すことで決済する。クレジットカードとともに、同様のブランドロゴの付与されたデビットカード・プリペイドカードでも決済できる。		
電子マネー	決済端末にカード等をかざすことで決済する。前払い式(プリペイド)ではSuica・PASMO等の交通系電子マネーやWAON・nanaco・楽天Edy、後払い式ではiD・QUICPay等がある。		

2 キャッシュレス決済導入の目的

- (1) 新しい生活様式への対応
- (2) 市民の利便性向上
- (3) 職員の現金取扱いリスクを排除することによる業務プロセスの改善

3 導入対象

原則、一般会計、特別会計におけるすべての使用料・手数料・自己負担金等(以下、使用料等という)の歳入を対象とする。(企業会計は除く)

ただし、施設使用料については、決済の取消し・払戻しに係る事務負担や施設の利用状況など、下記の事例等をふまえ、各室課において導入の要否を判断することとする。特に、決済の取消し・払戻しについては会計室作成の「キャッシュレス決済財務会計マニュアル」を必ず確認すること。

また、資金決済法により、PayPay等のコード決済(一部を除く)は、物品の購入、役務の提供等「代価の弁済に係る決済」のみ取扱いができるとされているため、償還金・寄附金の取扱いは行わないこととする。

※施設使用料にキャッシュレス決済を導入しない場合の事例

- ・決済の取消し・払戻しが年間を通して、利用件数の10%以上発生する。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、決済の取消し・払戻しが集中する可能性がある。
- ・利用件数が年間10件未満である。 など

4 導入する決済手段

(1) コード決済（ユーザースキャン）

ア 初期費用が不要で導入が容易であることから、原則すべての使用料等で導入する。

ただし、件数が年間10件未満のもの、口座振替で充足していると判断できるものなど、導入による効果が限定的であると判断できるものについては、対象外とすることができる。（ただし、導入を妨げるものではない）

課題等があり導入を見送る場合は、その理由を明確にすること。

イ 決済サービスについては、シェア・コスト・業務量の観点を総合的に勘案し、当面は、既に一部室課で導入しているPayPay（LINEPay）を全庁に拡大して導入する。

(2) コード決済（ストアスキャン）・クレジットカード・電子マネー

初期費用が必要であるため、個別に導入の必要性を検討することとし、当面は①セミセルフレジ導入窓口②電子申込システム・公共施設予約システムで導入する。（決済代行サービスにより、複数の決済サービスを導入）

※既にクレジットカード導入済の市税納付は例外とする

(3) コード決済（請求書払い）

ア 財務会計システムから発行する納付書（汎用）

令和4年10月以降、PayB（ペイビー）とゆうちょPayによるコード決済を導入予定。

歳入科目に償還金・寄附金が含まれることからPayPay（LINEPay）の導入は行わない。ゆうちょPayについては、償還金の取り扱いは可能だが、寄附金の取り扱いはできないので注意すること。

イ 個別システムから発行する納付書

国民健康保険料等においてはPayPay（LINEPay）のコード決済を導入済み。

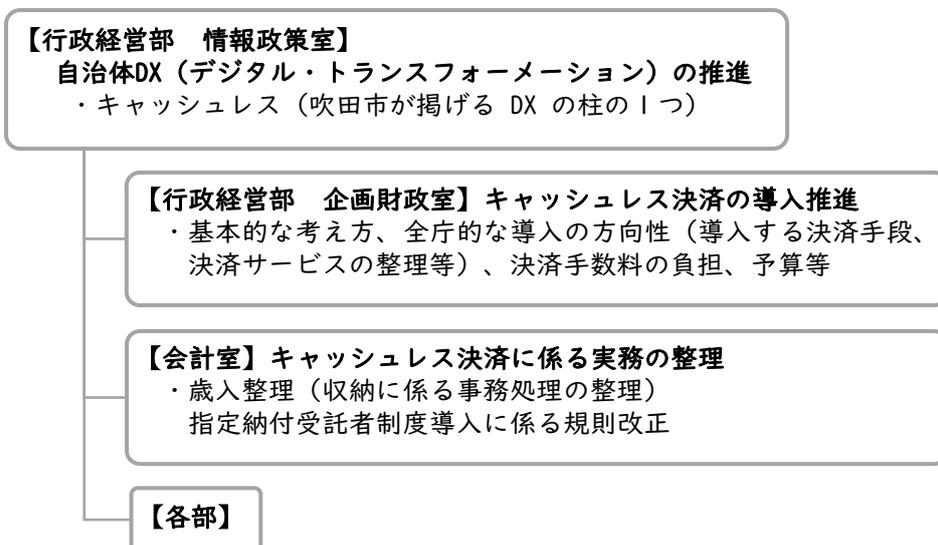
今後、その他のシステムで取り扱う歳入科目においてコード決済を導入する場合には、口座振替が中心、システムの改修が必要等の理由があることから、導入時期等については個別判断とする。

また、国民健康保険料等で既に導入済みのPayPay（LINEPay）の導入を基本とするが、当該システムで取り扱う歳入科目に償還金・寄附金が含まれる場合は、市民の利便性向上、業務プロセス改善の観点を踏まえ、他の決済手段の導入も可能とする。

5 決済手数料の負担

現在、指定金融機関・郵便局・コンビニエンスストア等を通じた納付や口座振替等において、手数料が発生する場合、利用促進等の観点から市が手数料を負担しており、キャッシュレス決済の導入にあたり発生する決済手数料についても当面は市が負担するが、今後、国の通知等に基づき対応・検討する。ただし、市税のクレジットカード決済については、国税での取扱いを踏まえ決済手数料を利用者負担とする。

6 導入に係る体制



7 その他

1～6の各項目については、国の動向や社会情勢、本市のキャッシュレス決済導入状況に応じ、適宜改正するものとする。

【改定履歴】

改定日	改定内容
令和4年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 コード決済が取り扱うことのできる歳入の範囲を明記 ・ 4（3） PayPay等のコード決済（請求書払い）導入の原則と例外を整理 ・ 4（3）ア 財務会計システムが取扱う歳入科目に償還金・寄附金等が含まれることから、その他の決済手段を導入できるよう改正
令和4年9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 施設使用料のキャッシュレス決済の運用について明記 ・ 4（1） 令和4年度の内容を削除 ・ 4（3） コード決済（請求書払い）を令和5年度以降の内容に加筆